

令和7年4月1日

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

島根県健康福祉部高齢者福祉課
(施設サービス係)

令和7年度外部評価実施回数特例適用について

このことについて、適用を希望される事業所は、下記により申請書をご提出ください。

記

1. 特例適用対象事業所

令和6年度に外部評価を実施し、下の①～⑤の要件を全て満たす事業所

①過去に外部評価を5年間継続して実施していること

※特例適用を受け、外部評価を実施しなかった年は、自己評価をもって実施とみなす。

②「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を市町村に提出していること

③運営推進会議を過去1年間に6回以上開催していること

④運営推進会議に、事業所の所在する市町村の職員又は地域包括支援センター職員が原則出席していること

⑤「自己評価及び外部評価結果」のうち、外部評価項目2, 3, 4, 6の項目の実践状況(外部評価)が適切であること

※令和6年度に特例適用が認められ外部評価を実施しなかった事業所は、令和7年度は外部評価等を実施する必要があります。

2. 提出期限

- | | |
|------------------------------------|------------|
| (1) 令和6年度の外部評価の公表日が、令和7年4月1日までの事業所 | 令和7年4月15日 |
| (2) 令和6年度の外部評価の公表日が、令和7年4月2日以降の事業所 | 公表日から14日以内 |

3. 提出書類

- ・外部評価実施回数特例適用申請書(第1号様式)
 - ・添付書類1 運営推進会議の議事録(写し) ※出席者(所属と氏名)及び議事の内容が分かるもの
 - ・添付書類2 過去5年間の外部評価実施状況(訪問調査日時等)が分かるもの
- ※令和6年度分は、「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」の写しも添付してください。

4. 提出先

《電子申請サービス》 下記アドレス(HPにも掲載)

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure/6534791898478757844>

《郵送》〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 島根県健康福祉部高齢者福祉課 外部評価担当者あて

5. 申請書等様式の掲載先(島根県ホームページ)

トップ > 医療・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉 > 介護保険(事業者向け) > 地域密着型サービス